

会 議 録

会議の名称	第1回小金井市地域福祉推進委員会
事務局	福祉保健部地域福祉課地域福祉係
開催日時	令和3年7月19日（月）午後3時から3時50分まで
開催場所	小金井市役所本庁舎 第一会議室
出席者	第1回小金井市地域福祉推進委員会 発言内容・発言者名のとおり
傍聴の可否	可
傍聴者数	2人
傍聴不可等の理由等	—
会議次第	1 地域福祉計画の令和2年度実績報告及び評価について 2 小金井市成年後見制度利用促進基本計画について 3 その他
発言内容・発言者名 (主な発言要旨)	第1回小金井市地域福祉推進委員会 発言内容・発言者名のとおり
提出資料	1 地域福祉計画の進捗状況及び評価表（令和2年度実績）（案） 【資料1】 2 令和2年度第1回委員会会議録（書面による審議） 【資料2】 3 地域福祉計画の進捗状況及び評価表（令和元年度実績） 【資料3】 4 令和2年度第1回小金井市地域福祉推進委員会の議事に 対する質問・意見及び回答について 【資料4】 5 意見・提案シート 【資料5】 6 令和3年度第1回小金井市地域福祉推進委員会事前配布 資料に対する質問・意見及び回答について 【資料6】 7 小金井市成年後見制度利用促進基本計画（案）の意見募集に 関する検討結果について 【資料7】

第1回小金井市地域福祉推進委員会 発言内容・発言者名

日 時 令和3年7月19日（月）午後3時から午後3時50分まで
場 所 小金井市役所本庁舎 第一会議室
出席者 7名

会 長 金子 和夫 委員
副 会 長 室岡 利明 委員
吉田 晶子 委員 古宮 景子 委員
小幡 美穂 委員 酒井 利高 委員
藤森 寿美子 委員

欠席者 5名

霜鳥 文美恵 委員 服部 玲子 委員
山下 和美 委員 穂坂 英明 委員
宮井 敏晴 委員

事務局 地域福祉課長 伏見 佳之
地域福祉課地域福祉係長 島田 泰吉
地域福祉課地域福祉係主任 高野 修平

◎金子会長：それでは定刻となりましたので、第1回小金井市地域福祉推進委員会を開会いたします。本日は霜鳥委員、山下委員、服部委員、穂坂委員の計4名から欠席の連絡を受けています。定数は足りておりますので進めさせていただきます。

最初に、令和3年1月29日付けで矢野典嗣委員から小幡美穂委員に委員変更があったこと、また、昨年度は書面による審議の1回のみであったことから皆さん対面でお会いするのが初めて、久しぶりとなることから自己紹介からお願いしたいと思います。

(各委員自己紹介)

(事務局自己紹介)

それでは事務局より、お手元にお配りいたしました資料の確認をいたします。

◎事務局：(配布資料の確認)

1 地域福祉計画の令和2年度実績報告及び評価について

◎金子会長：それでは、「【議事1】地域福祉計画の令和2年度実績報告及び評価について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

◎事務局：評価方法について、今回事前に郵送にて提供しました【資料1】地域福祉計画の進捗状況及び評価表(令和2年度実績)(案)を参考に、委員の皆様には各事業について、ご意見・ご評価を発言していただきます。委員の皆様からの評価については、A～Dの段階評価や数値による評価は行わず、委員会の中で頂いたご意見、ご提案内容を、行政の内部評価と併せて「委員会による外部評価」として報告書に記載させていただく方法になります。

◎金子会長：地域福祉計画の令和2年度実績報告及び評価について、事前に郵送した資料に対して、期日までにご意見等があったものについて、その回答を事務局から報告していただきます。

◎事務局：(資料6について説明)

◎金子会長：事務局からの説明に不明な点等ありますでしょうか。また、その他、ご意見等ありますでしょうか。本委員会では出された意見をとりまとめたものを年度の事業評価として決定し、公表することになります。来年度以降の事業の推進につなげるためにも、忌憚のない意見をいただければと思います。

◎酒井委員：純粹にバリアフリーのまちづくりの観点でどういう取組みがされているのか。資料1を見る限り法的な整備のもと、きちんとしていますという記載にしかみえない部分がありました。実際に、例えばバリアがあって外出が厳しい人が、一般の市民と同じように買い物をしたり飲食店に行ったりできるように、車いすの方やベビーカーを押すお母さんなども、街中に立ち寄れて、自分がやりたいことができる仕組みが本来必要であると感じます。物理的なバリアだけではなく、例えば、私の地元の自治体では、人のお節介でバリアをなくす取組みをしている。市民が参画して情報を提供し、地域ぐるみで協議しながらする取組みがあるのかということ伺いたい。それが本当のバリアフリーのまちづくりであると思う。例えば三鷹市では、障害の当事者が実際に調査について100件以上の飲食店の情報を網羅した冊子を作成しています。そういった取組みは必要なのではないかと思えます。

◎金子会長：ハード面も当然のことながら、ソフト面に関しても、街中の付き合いなど、人力を活かしての情報発信でバリアと呼ばれるものを低くしていく取組みが大事ではないかというお話でした。色々なところで活かしていただければと思います。小金井市などもそうですが、新しい住民が多くなっている自治体は駅前を中心に街が次第に変わっています。その変化が当初においてはバリアになることもあり得ます。情報発信をすることによりバリアを小さくしていくという取組みを進めていただければと思っています。

◎事務局：本市ではバリアフリーのまちづくり基本構想を10年ほど前にはなりますが市民、障害者団体の代表、事業者等で構成された協議会に審議していただき策定しております。また、市の施策ではないのですが、ちょうど今週末に始まるオリンピック・パラリンピックに向けて東京都では外国人でも直感的にわかるようなピクトグラムを設置するなどバリアフリーの取組みを広げております。今回いただいたご意見を参考に各事業を展開していければと考えております。

◎室岡副会長：小金井市は当事者団体、市民団体は非常に活発に活動されているが、情報については、集約ができていないと感じるところがあります。社会福祉協議会には、市民協働支援センター準備室があり、市民活動団体リストという冊子もあるが、多くの人と共有ができていないと感じています。また、福祉教育という面ではバリアフリーの勉強という形で、教育委員会と協力して車いす体験学習等をしていますし、介護福祉課と協力して認知症サポーター講習というものも学校で始まりました。そういったところを広報していただきながら、発信していく力を強化していくといいのではと感じました。また、社会福祉協議会ではひきこもりについて家族会、サロンというものを立ち上げました。ホームページ、フェイスブックにて情報発信していますが、まだまだ足りないところがあります。市の計画においても、新しい分野の情報発信というところを強化していただければと思っています。

◎小幡委員：酒井委員のご意見と室岡副会長のお話を伺って、皆で協力して作業をすることで、お互いの困りごとが理解できるのかなと感じました。自立支援協議会でも「こがねい障がい児・者ふくしサービスマップ」を作成しているが、この冊子に限らず、形になるものを作る過程では、人と人との繋がりができていくような仕組みが大切であると感じました。

◎金子会長：資料6の事務局回答にある「こがねい障がい児・者ふくしサービスマップ」、「シニアのための地域とつながる応援ブック」、「シニアのための地域とつながる応援マップ」はいつ頃作成したものか。

◎事務局：「こがねい障がい児・者ふくしサービスマップ」は平成27年度に作成、「シニアのための地域とつながる応援ブック」は平成30年度に作成し、今年度改訂予定です。また、「シニアのための地域とつながる応援マップ」は昨年度作成したのになります。

◎金子会長：古い冊子もありますが、情報はできるだけ新しいものにしていただければと思います。作成するだけでなく、周知することが大事になります。障害特性に応じてひとつだけでは理解できないこともあるため、複数の方法で周知を進めていただければと思います。

2 小金井市成年後見制度利用促進基本計画について

◎金子会長：それでは、「【議事2】小金井市成年後見制度利用促進基本計画について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

◎事務局：前回書面開催の際に議題とした小金井市成年後見制度利用促進基本計画についてです。資料7をご覧ください。本委員会においても内容についてご確認いただきました「小金井市成年後見制度利用促進基本計画」について、4月1日から30日までの間、パブリックコメントの募集を行いました。その結果、2名の方から15件のご意見をいただき、資料7のとおり意見等の内容と市の検討結果を市内各施設、ホームページで公表させていただきましたので報告します。また、本結果等を踏まえ、秋頃に計画を策定予定となっています。

本計画の事業展望、評価等につきましては、今後本委員会にてお諮りしたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

◎金子会長：小金井市成年後見制度利用促進計画について、ご質問はありますか。

◎金子会長：人数は少ないが件数が多い。印象としていかがか。計画そのものについての指摘等はありませんか。

◎地域福祉課長：計画自体のご意見よりも制度的な質問等が比較的多かった印象です。

◎室岡副会長：計画そのものは東京都がモデルであります。東京都は平成20年度から成年後見活用あんしん生活創造事業で成年後見の推進機関をいち早く設置しています。各市町村全てに成年後見センターや権利擁護センターといった名称で推進機関があります。他の道府県については基本的に1から作るというところもありますが、東京都では既存のものに合わせてプラスアルファで補って策定した計画であるため、分かりづらい部分があったかもしれません。

◎吉田委員：権利擁護センター運営協議会の委員もさせていただいています。パブリックコメントを拝見しまして、フローチャートだけでは分かりづらかった等のご意見がありました。実際に計画を使うのは一般の市民の方であるため、いかに分かりやすく、使いやすく広報していくということが計画策定後の課題であるのご意見の中から見えてくるのかなと感じました。ご意見の中にもありますが、後見人と親族の間を取り持ってくれる人がいない（家庭裁判所が関与しない）ので誤解や行き違いが生じてしまうことがあるため、間に入る機関というものが必要であるとかねがね感じていました。今までも社会福祉協議会がしてくださってはいましたが、マッチング機能も含め、より使いやすく誤解のない、安心して使ってもらえる一助となる形の計画であると感じます。理念通りに幅広く使っていただけるように運用には期待しています。

◎金子会長：市民後見人と簡単にいうが養成は難しく、実際に後見人養成講座を受けてもあまりにも負担感が大きく引き受けられないという状況があります。市民後見人の役割をどのようにしていくかが小金井市の大きな課題であると感じます。市民後見人の方に大きな負担がかからないような形で仕組み作りを進めていくことが大切であります。

◎古宮委員：今現在、利用者は何人位いるのですか。

◎金子会長：全国で約3万件位です。

◎室岡副会長：家庭裁判所から個人情報との関係で後見人が何人いるのかななどの情報は出ていないため、市内の正確な人数は把握していません。

◎酒井委員：例えば、市民の方がリーガルサポート等を利用するときに補助制度があるのか。リーガルサポートや弁護士会などがあるが、そういう専門機関が比較的安い報酬で受けてくださっている。リーガルサポート等は安定的で専門性があり、守秘義務を守るなど、安心を担保できると考えられる。そういったところに行政側が利用される方に対して補助制度など支援制度が展開されているのか。

◎室岡副会長：報酬に関しては基本的に成年後見利用支援事業として国が 1/2、市区町村が 1/2 を補助している仕組みはあります。かつ、東京都独自の成年後見活用あんしん生活創造事業の中では市区町村ごとに報酬助成を設けてもいいという仕組みがあります。前述の成年後見利用支援事業に関して、小金井市は市長申立案件に利用しています。

その他の方で報酬を得られない方には権利擁護センターの中で報酬助成をしています。

また、基本的に報酬は家庭裁判所が流動資産（預貯金、現金）、収入をみて決定しています。流動資産が多くなればなるほど上がり、プラス付加報酬というものもあります。そういった報酬の決め方があるので、必ずしも安い報酬という訳ではありません。

◎金子会長：他にございますか。議題 1 も含めて他にございましたら事務局まで連絡をお願いします。ないようであれば次回日程について、事務局から説明をお願いします。

◎地域福祉課長：皆さま、貴重なご意見、ご指摘ありがとうございました。本日頂いたご意見、ご指摘等を踏まえ、内容についてさらに審議する必要がある場合は 9 月から 10 月頃を目途に第 2 回目の委員会を開催する予定となります。会長とご相談させていただき、第 2 回の開催が必要ないとされた場合は最終の「実績報告書」として皆様に郵送等にて確認していただき、確定したいと考えております。

◎金子会長：全体に関して質問はありますか。

◎小幡委員：今回の会議で実績報告書の審議は終わりになるのでしょうか。他にある場合は事務局に確認する形になるのでしょうか。

◎事務局：今回審議していただいた内容について、皆様に集まっていただく必要がある場合は、もう一回開催したいと考えています。今日の意見等を踏まえ、事務局で資料を作成し、評価として問題ないようであれば、会長と相談して、令和 2 年度の実績評価とさせていただきたいと考えています。

◎金子会長：今回の資料を読み直し、質問等があれば事務局にお問合せいただければと思います。それではこれを持ちまして終了とします。ありがとうございました。

以上で終了